

省エネ家電製品への買い替え費用を補助します

環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644 ☎859-2415 南有馬町戊1751番地1

電気料金の高騰などによる家庭への影響の負担軽減を図るため、**対象となる省エネ家電を買い替える世帯に対し、購入費を最大10万円補助**します。



市HP

●対象者

市内に住所を有し、自ら居住する市内住居において現在使用している家電を下記の対象家電に買い替えて使用するもので、次の要件をすべて満たすもの。

- ・市内の販売店から購入すること
- ・市税の未納がないこと
- ・既存の家電を適切に処分すること



対象家電

統一省エネラベル表示で以下を達成している4品目の家電であり、品目ごとの購入合計額が15,000円以上を超えるもの。

- 1 エアコン…… [2027年度省エネルギー基準達成率85%以上]
- 2 電気冷蔵庫… [2021年度省エネルギー基準達成率100%以上]
- 3 テレビ……… [2026年度省エネルギー基準達成率80%以上]
- 4 照明器具…… [2020年度省エネルギー基準達成率100%以上]



省エネ型製品情報

※対象機種は、「省エネ型製品情報サイト」(https://seihinjyoho.go.jp)をご確認ください。

●申請期間

8月21日(月)~10月31日(火) (土日祝日を除く)
※8月21日(申請受付開始日)以降に購入したものを対象とします。(予算額には限りがあります。)

●補助金額

- ・品目ごとに購入合計額の3分の1(千円未満切り捨て)で上限額5万円。
- ・複数品目を申請する場合は、1世帯当たり上限額10万円。
- ※補助金交付は世帯で1回限りとします。

📄下記書類を環境課または各支所に提出してください。

※様式は環境課、各支所に備えているほか、市ホームページからダウンロードできます。

- 補助金交付申請書
- 領収書、メーカー保証書の写し
- 市税の未納がない証明

※購入した①~③の家電は買い替え前の製品の家電リサイクル券(排出者控)の写しが、④の家電は設置前後の写真が必要です。

※詳しくは環境課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

EM菌活性液の配布を再開しました

環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644

EM菌(有用微生物群)は、環境にとっていい働きをしてくれる微生物の集まりのことで、土壌改良、水の浄化作用などに効果があります。

また、家庭菜園に使用することで作物の生育を助けるほか、キッチンシンクのぬめり抑制、トイレの悪臭対策などにも利用されています。

市では右記施設において、EM菌活性液の配布を再開しましたので、ぜひご利用ください。

●設置施設

- ・市役所庁舎(深江・布津・有家・西有家・南有馬)
- ・北有馬ピロティ文化センター日野江
- ・口之津公民館
- ・加津佐総合福祉センター希望の里

※配布を希望する人は、容器を持参のうえ、直接タンクから汲んでください。なお、利用後は、タンク横に設置している使用簿に記入をお願いします。

食の一大イベント

フードエキスポ 「南島原FoodExpo」出展者募集

商工観光課(西有家庁舎) ☎73-6633



出展を希望または検討している事業者は、お気軽にお問い合わせください。たくさんの出展をお待ちしています。

📅12月3日(日) 午前10時~午後4時

📍須川港多目的防災広場(西有家町)

📄物産展、郷土芸能などのステージイベント、世界遺産・観光PR

📄50者程度

📄市内の企業・団体

📅9月29日(金)

📄出展申込書の提出が必要です。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



市HP

農産物の商談セミナー & 個別相談会

農林課(有家庁舎) ☎73-6661
〒859-2202 有家町山川58番地1
FAX: 82-0217

✉:nougyouenryaku@city.minamishimabara.lg.jp



販路拡大に興味がある農産物の生産者などを対象に、セミナーと個別相談会(要予約)を実施します。商談の準備やバイヤーへの効果的な話し方など、商談会で必要なスキルを学ぶことができます。

📅9月14日(木) 午後6時~7時30分

📍有家庁舎

●講師…吉田 要氏
(一社)九州産業支援機構

📄無料 📄市民 📅9月4日(月)

📄市LINE、農林課窓口または申込書に必要事項を記載の上、郵送、Eメール、FAXで申し込んでください。

※様式は農林課または市ホームページから入手できます。



LINE申込

お詫びと訂正 広報紙7月号「第2回南島原市職員採用試験」

人事課(西有家庁舎) ☎73-6623
〒859-2211 西有家町里坊96番地2 Eメール: jinji@city.minamishimabara.lg.jp

広報みなみしばら7月号14ページ掲載分について、誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

●【訂正箇所】

- 試験職種「土木(大卒程度)の受験資格」
誤：学校教育法に基づく大学の「建築」
正：学校教育法に基づく大学の「土木」

【試験職種・採用予定数および受験資格】

- 土木(大卒程度)…若干名
昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学の土木の専門課程を修了し卒業した人または令和6年3月までに卒業見込みの人



市HP